

令和7年度上里町子育て世帯訪問支援事業業務受託事業者募集要項

1. 目的

上里町では、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事や育児における必要な支援を行うことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、「上里町子育て世帯訪問支援事業」を実施します。

本事業の実施にあたり、訪問支援事業を実施していただける事業者を募集します。

2. 事業名

令和7年度上里町子育て世帯訪問支援事業

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとし、以降は1年ごとに本町において契約を見直します。

4. 事業内容

別紙「令和7年度上里町子育て世帯訪問支援事業委託仕様書」のとおり

5. 事業の実施地域

上里町内全域

※ただし、育児・養育支援「保育所等の送迎、外出時の補助」に関してはこれに限らない。

6. 支援対象者

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者のいる家庭とします。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、町長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

7. 委託料 委託料単価は次の金額のとおり

	対象者	自己負担額	委託料
支援提供費用（1時間あたり）	上記（1）～（3）	0 円	3,000 円
	上記（4）	1,500 円	1,500 円
交通費等（1回あたり）	上記（1）～（4）	0 円	930 円
事務費・管理費（毎月1件当たり）		0 円	3,000 円

8. 応募資格要件

上里町子育て世帯訪問支援事業実施要綱及び仕様書に基づき業務の履行が可能な事業者で、次の条件をすべて満たすものとします。

（1） 次のア～ウのいずれかの事業を運営している事業者とする。

ア）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

イ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

ウ）家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

（2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に規定する更生手続き開始の申立てがされていない者又はこれらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは更生計画の認可決定を受けている者

（3） 上里町暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと

9. 応募について

（1）受付期間

令和7年7月31日（木）まで

（2）申請方法

以下の書類を上里町子育て共生課（1階6番窓口）までご提出ください。（持参又は郵送

*当日消印有効）

（3）提出書類

ア）子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第1号）

イ）誓約書（様式第2号）

ウ）以下のいずれか1点

①法人概要（様式第3号） ②業務経歴書（様式第4号） ③訪問介護または居宅介護サービス（事業所）指定通知書（写し）

10. 審査等

提出書類に基づいて審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託事業者と決定し、8月中旬に通知したのち契約を締結します。

11. その他

- (1) 申請に要する費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出書類については返却しません。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。

12. 担当課

上里町子育て共生課（1階6番窓口）

住所：〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

電話：0495-35-1236

電子メール：kosodatekyousei@town.kamisato.lg.jp